

## 令和6年2月 川棚町議会臨時会会議録

令和6年2月19日 月曜日（午前10時開会）

## 出席議員（14人）

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 1番  | 堀田  | 一徳  |
| 2番  | 増山  | 真理  |
| 3番  | 山口  | 隆   |
| 4番  | 坂中  | 信浩  |
| 5番  | 炭谷  | 猛   |
| 6番  | 辻   | 清人  |
| 7番  | 毛利  | 喜信  |
| 8番  | 小牟田 | 一紀  |
| 9番  | 堀池  | 浩   |
| 10番 | 田口  | 一信  |
| 11番 | 小田  | 成実  |
| 12番 | 山中  | 美由紀 |
| 13番 | 小谷  | 龍一郎 |
| 14番 | 村井  | 達己  |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|       |         |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 久 田 直 喜 |
| 書 記   | 石 川 純 一 |

説明のため出席した者の職氏名

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 町 長                       | 波 戸 勇 則     |
| 副 町 長                     | 川 内 和 哉     |
| 教 育 長                     | 諸 岩 達 哉     |
| 総 務 課 長<br>兼選挙管理委員会書記長    | 中 原 敬 介     |
| 企 画 財 政 課 長               | 佐 々 木 健 太 郎 |
| 税 務 課 長                   | 田 崎 真 子     |
| 健 康 推 進 課 長               | 太 川 一 輝     |
| 長 寿 支 援 課 長               | 荒 木 俊 行     |
| 会 計 課 長                   | 田 崎 あ け み   |
| 住 民 福 祉 課 長               | 小 中 尾 寿 隆   |
| 産 業 振 興 課 長<br>兼農業委員会事務局長 | 森 文 博       |
| 建 設 課 長                   | 琴 岡 美 昭     |
| ダ ム 対 策 室 長               | 田 川 義 信     |
| 水 道 課 長                   | 山 口 公 一     |
| 教 育 次 長                   | 畑 中 浩 輔     |
| 行 政 係 長                   | 井 原 和       |

## 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第 1 号 専決処分の報告

(令和 5 年度川棚町一般会計補正予算 (第 7 回))

第 4 議案第 1 号 川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 5 議案第 2 号 川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例

( 1 0 : 0 0 )

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和6年2月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀田一徳議員及び増山真理議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議 長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配付をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第3 報告第1号

議 長 それでは、日程第3、報告第1号「専決処分の報告（令和5年

度川棚町一般会計補正予算（第7回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町長** 皆様、おはようございます。本日ここに令和6年2月川棚町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

本日の臨時会は、地方自治法第102条第3項の規定により招集したところであります。本日の臨時議会での行政からの提出議案等ですが、条例の一部改正2件と令和5年度川棚町一般会計補正予算の専決処分の報告でございます。

提案理由につきましては、その都度説明させていただきますので、ご決定のほどよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「専決処分の報告（令和5年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」について、提案理由をご説明いたします。

去る2月1日付けで、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第3号の規定に基づき、国庫補助金を財源の全てとする補正予算を専決処分により定めましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億5,942万8,000円にしたものであります。

補正の内容は、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰に対し、可処分所得を増やす目的として「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」がなされることとなり、速やかに対応するよう示されていることから所要の経費を措置したものであります。

内容につきましては、住民税均等割非課税世帯に対する子育て加算、住民税均等割のみ課税世帯に対する10万円の給付、及び子育て加算に要する経費であります。

補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**議長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、私のほうから詳細について説明いたします。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8・9ページをお開きください。

8ページ、3款民生費であります。

1項7目物価高騰対応重点支援事業費の説明欄の番号1、低所得世帯重点支援交付金費につきましては、861万8,000円を増額しております。これは、令和5年度における住民税の均等割が非課税の世帯において扶養されている18歳以下の子ども1人あたり5万円を給付するための費用であり、職員手当等として3節を8万円、封筒印刷費等として10節を9,000円、郵送料及び振込手数料として11節を2万9,000円、170人分の給付金として18節を850万円、それぞれ計上したものであります。

説明欄の番号2、低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）重点支援交付金費につきましては、4,267万2,000円を増額しております。これは、令和5年度における住民税の均等割のみ課税されている世帯に対して、10万円を給付するとともに、同世帯において扶養されている18歳以下の子ども1人あたり5万円を給付するための費用でありまして、職員手当等として3節を16万円、封筒印刷費等として10節を3万1,000円、郵送料及び振込手数料として11節を16万4,000円、システム改修費として12節を231万7,000円、均等割のみ課税世帯約350世帯への給付金及び扶養されている子ども100人分の給付金として18節を4,000万円、それぞれ計上したものであります。

歳出は以上であります。歳入を説明いたしますので、6・7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金であります。

2項5目総務費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として計上するものであります。

歳入は以上であります。

10ページ目以降につきましては、給与明細を付けておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** 8ページ・9ページ歳出についてですが、ただいまの説明では、低所得世帯の中の住民税均等割のみ課税世帯については、1世帯あたり

10万円の給付がある、あったという内容です。18歳以下の子どもについては一人5万円というのは両方とも同じだと思っんですが、その均等割のみ課税世帯だけに手厚い助成となっているようですが、それはなぜですかということをお聞きしたいと思います。むしろもっと非課税世帯のほうがむしろ手厚くすべきではないのかというふうなことを思うのですが、いかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** すみません。私のほうでもうちょっと説明が不足しておりましたが、均等割非課税世帯については、12月議会において、7万円の給付を行っています。そして、補正のタイミングを忘れてましたが、今年度におきまして、3万円の、恐らく6、7月くらいの補正だと思いますが、3万円の給付ということで年度を通じて、合計10万円の給付を、これはもう国の財源をもとに、給付しております。それに伴いまして、今回均等割課税世帯も併せて10万円を、同額ですね10万円給付するという内容となっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**10番田口** そのように、今時期がずれてて、合計すれば同じ金額だというのは今の説明でわかりましたが、むしろその手厚くするのはそのより低所得のほうじゃないかと思うんで、そっちのほうで、まあ先に7万円措置しているということはあるとは思いますが、なんか順序的にもその全部非課税世帯のほうを早くすべきではないのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** どなたが答えられますか。はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。低所得者に対しての措置について早くすべきではというご質問ですけども。先ほど財政課長の説明したとおりですね、まず、国のほうから住民税の非課税世帯に対しての措置という話がありまして、その後均等割のみ課税世帯についてもということで、順追って国からの提示がなされておりますので、先に非課税世帯につきましては先ほど言いましたとおり、6月1日を基準日として3万円の給付、これはもう夏ごろに支給がもう終わっております。それから今度第二次ということで12月1日を基準日とする7万円の給付、これにつきましてはですね、12月補正で予算付けていただきまして、今ですね、現時点においてですね、約95パーセントほどの

支給を終えたところでございまして、そしてその後ですね、均等割のみ課税世帯ということで順次事務を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

**議**            **長** ほかに。田口議員。

**10番田口** ちょっとあの、先ほどの財政課長のあの説明をちょっと私が、聞き違えておったようでした。最初に非課税世帯に3万円、その後、7万円、そして今回均等割のみのところの10万円という順序になるんですね。

**議**            **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。そのとおりです。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**5番炭谷** まことに失礼な話なんです。その低所得者世帯っていうのと、その中でその均等割の課税の世帯というのは、多分所得の年間所得によつての金額の違いっていうものだと思うんですけども。そこら辺はどう保障を別にされているのかっていうことをちょっとお聞きしたいと思えます。

**議**            **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。所得税住民税の課税の水準ということになりますので、世帯の状況でありますとか、扶養する家族の状況によって金額が違ってまいります。目安としまして、単身世帯に比較しますと、住民税非課税の収入水準につきましては、おおむね100万円以下。そして、均等割のみ課税世帯につきましては、同様の世帯で考えますと、115万円程度以下の水準となっております。以上です。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。答弁もよろしいですか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり報告済みといたします。

(10 : 14)



**議 長** 次に、日程第4、議案第1号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第1号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、住民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされておりました。このことを受け、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日に施行されることになりました。

これを踏まえ、新たな戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料を定めるため、この条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、この後、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** それでは、ご説明いたします。町長が提案理由で説明しましたように、新たな戸籍謄本等の交付等に係る手数料を定めるため、この条例の一部を改正しようとするものであります。まず、「新旧対照表」をご覧ください。

別表中の(1)号でございます。戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面という表記を「戸籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額の1通につき450円とするものであります。いわゆる、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書の発行が可能となるもので、戸籍謄本等の交付手数料と同額の1通につき450円とするものでございます。

続いて、別表中(3)号でございます。戸籍電子証明書提供用識別符号に係る「戸籍証明書」発行手数料を追加するものでございます。発行手数料の額は、1件につき400円とします。補足して説明いたしますとですね、「戸籍電子証明書提供用識別符号」というのはですね、英数字16桁の符号

となっております。この識別符号を行政機関へ提出することによりまして、その行政機関が該当する戸籍電子証明書の確認ができ、戸籍謄本等の提出の省略が可能になるというものでございます。例えば、パスポート申請の際にですね戸籍謄本が必要となっておりますけども、この識別符号英数字16桁の識別符号で手続きができるようになるというものでございます。ただし、行政手続において識別符号を用いた事務が可能となるのは、今のところ令和6年度末になるという予定ということでございます。

続いて、第(4)号でございます。戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項全部若しくは一部を証明した書面という表記を「除籍証明書」に改め、交付手数料は1通につき750円とするものでございます。先ほどの第(1)号と同じような内容で、除籍謄本等の交付手数料と同額の1通につき750円とするものでございます。

続いて、第(6)号でございます。電子証明書提供用識別符号に係る「除籍証明書」の発行手数料を追加するものでございます。発行手数料の額は、1件につき700円とします。

続きまして、第(7)号及び第(8)号でございます。戸籍の各種届書(死亡・出生等の届出書)でございます。その画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴いまして、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加して、その証明書の交付及び閲覧と同額の1通につき350円とするものでございます。もう少し、かみ砕いて言いますと、死亡とか出生などの当時の届書の内容(情報)を入手しようとする場合は、法務局でしか得られませんでした。それが、各市区町村で情報を得られるようになったというものでございます。

最後に、改正本文をお開きください。附則でございます。この条例は、令和6年3月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。質疑はありますか。堀池議員。

**9 番 堀 池** この戸籍電子証明書提供用識別符号、それとあとのほうにも出てくるんですけども、除籍電子証明提供用識別符号、これを発行してもらわないといけないと、この16桁ということなんですけども、この16桁の符

号は同じ人だったら同じ番号あるいは英数字になってるんですか。それぞれ別だってことはないですよ。

**議**            **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** すみません、もう一度。結局個人に対して、同じ番号であるかどうかということですね。あのそのとおりでございまして、ただですね、これがおそらく、まだ運用、詳しい詳細についてですね、ちょっとまだ来てない部分がございます、おそらくこう戸籍の内容を確認するものでございますので、手続きをするためにその英数字の16桁の数字を得て、ある程度期間、多分その有効期限というか、期間というのがおそらく振られるんじゃないかなと思っております。これが例えば符号、その番号の証明をとって、それをずっと1年も2年もその同じ番号使うってことはあくまでの証明書用ということになりますので、そのとき、証明をとったときとある一定期間が過ぎればまた違う符号が振られるんじゃないかというふうに今担当のほうでは考えているところなんですけども、今のところですね詳細についてちょっと出ておりませんのでわかりしだい周知等をはかっていきたいと思っております。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

( 1 0 : 2 1 )

## 日程第5 議案第2号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第5、議案第2号「川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第2号「川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

大崎観光施設あり方に関する基本方針に基づく、令和7年4月1日以降の大崎半島内のくじゃく園、大崎海水浴場、大崎キャンプ場、交流広場の管理運営の実施に伴い、「川棚町大崎自然公園設置条例」の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、産業振興課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは、改正内容についてご説明いたします。

今回の改正は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（いわゆるPFI法）第18条に規定されております実施方針の策定前に条例の制定を行わなければならないこと。また、民間事業者の選定の手続き、公共施設等運営権者が行う公共施設などの運営等の基準及び業務の範囲並びに利用料金に関する事項やその他必要な事項を定めなければならないため、本条例の一部を改正するものであります。

改正箇所を新旧対照表によりご説明いたしますので、2枚めくっていただ

き新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の1ページ、第2条施設等については、宿泊施設の一部となっておりましたレクリエーション施設の交流広場とテニスコートを、指定管理の対象施設とするため追加するものであります。

第3条、大崎公園の管理については、PFI法に規定する公共施設等運営権を設定した民間事業者による管理運営を行わせることができる旨を追加しております。

第4条、指定管理の業務については、第1号に施設の管理及び運営に関する業務を追加しております。2ページをご覧ください。

第5条、指定管理者の指定の手続きについては、第3条の規定による指定を受けようとする者は、町長が定める期間内に、申請書に事業計画書やその他町長が必要と認める書類を添付して、町長に申請しなければならない、と改正しております。

第8条、利用時間等については、改正前は条例の別表で定めておりましたが、改正後は町長の承認を得て指定管理者が定めることとし、申請に係る利用時間等が、施設の利用形態、利用者の利便性を勘案して適当と認めるときは、承認するものとする、と改正しております。4ページになります。

第13条には、支払われた利用料金は還付しないこととし、ただし書きで、利用者が次の第1号から第3号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる、と改正しております。

第15条には、公共施設等運営権の設定に関すること、

第16条には、公共施設等運営権に関する実施方針の策定に関すること、

第17条には、公共施設等運営権者の選定の手続きに関すること、5ページになります。

第18条には、公共施設等運営権者の選定の基準に関すること、

第19条には、公共施設等運営権者の運営等の基準に関すること、

第20条には、公共施設等運営権者の業務に関すること、

6ページの第21条には、公共施設等運営権者が定める利用料金等に関することを追加しております。

また、第22条には、権利の譲渡または転貸の禁止に関すること、

第24条には、処分による損害に関することを追加しております。

そのほか、関連する条項の文言などについても改正を行っております。

改正文に戻っていただき、2枚目の裏面の附則をご覧ください。

附則の第1項、この条例の施行日については、令和7年4月1日から施行する、としております。

附則の第2項、準備行為として、この条例による指定管理者の指定及び公共施設等運営権者の選定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる、としております。

附則第3項、経過措置として、改正前の川棚町大崎自然公園設置条例の規定によりされた手続き、処分その他の行為は、改正後の川棚町大崎自然公園設置条例中、これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりされた手続き、処分その他の行為とみなす、としております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** ただいまの説明にありました附則についてお聞きします。この運営権設定など改正そのものの内容については私問題はないと思っておりますが。附則ですけれども、「令和7年4月1日から施行する」ってなっているものを、1年以上も前の本日、臨時議会を開いてまでするということ自体がなんかかたちとしてはおかしいですよ。附則の第2項に公共あの指定管理者の選定あるいは公共施設の運営権者の選定に関し、必要な行為は条例施行前においてもできるって附則文では書いてありますが、この今回改正される15条・16条など一連のものは、大部分が令和7年4月1日前に終わってしまうもの、終わってしまう行為なんですよね。令和7年4月1日より前にやらなければならない行為、だから附則でこう書いてあるんでしょうけども。このような書き方はおかしいのではないですかね。もうむしろ「令和7年4月1日」でなくて、「公布の日から施行する」という書いてしまったほうが、良いのではないかと。なぜわざわざ「令和7年4月1日から施行」とするのか、もうその時点では終わっちゃってるわけです、ほとんどの行為が。それが非常にこの法体系としておかしいのではないかとこのことを思いますので、これについてはちょっと担当課の考えとそれから法令審査をなされた総務課のほうの考えもお聞きしたいと思います。

あと2点あります。仮にこの条例案のまま行くとすれば、第2項の1行目

の最後のあたりに「その他の」という4文字が、附則2項1行目の最後のあたりの「その他の」の4文字が不要ではないかなというふうに、要するに「指定や選定に必要な行為を施行前においても行うことができる」って書かないと「必要なその他の行為は」っていう「その他の」という文言があるのはおかしいのではないかなというふうなことを私は思いますっていうのがまあ大きな2点目。

第3点目はですね、あの1点目と関係しますけども。公布の日から施行するってしてしまえば3個目は要らないのではないかなと思いますが。この4月1日施行っていうかたちにするにしても3項はなんのことを言っているのかっていうのがわからないんです。要は現在行われた手続きを、この条例施行後も同じような効果を持たせるっていう必要があるようなことはなんなのかっていう、この3項が指してるものがわからないというふうなことを思いますので、大きく3点ですが聞きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。田口議員。

**10番田口** 補足である、今の1点目の質問に関してですが、恐らく現在指定管理者がいるからということがあって「4月1日施行」という感じでなされているのかなって思いましたが、私の考えでは「公布の日から施行する」ってしといて、現在の指定管理制度については、契約期間中はそのまま同じ内容で存続するっていう、むしろ逆の附則を付ければそのほうがいいのではないかなと思うということです。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** はい。今のご質問にお答えいたします。今言われましたとおり、「施行日については公布の日から」、あるいは「3月から」、「準備段階から」っていうことですし、ほかのですね令和7年4月以降の部分についても、2段階のあの施行ですね、「第何条関係についてはいつから」ということでもかまわないと思います。わかりやすいのはですねもうやはり「施行日から」というのもありますけれども、今回のこの改正のようなかたちで行ってもですね、条例的には問題ないというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 2点目3点目は。総務課長。

**総務課長** はい。附則第2項「その他の」という部分の言葉ですけど

も、これに関してはですねなくても問題ないと、言われるとおりでと考える  
すが、ここが入っているからといってこれも同じですけれども問題はないと  
いうふうには考えております。

**議**            **長** 田口議員。よかですか。はい。田口議員。

**10番田口** 今どちらも1点目2点目も問題はないと言われましたが、問題  
があるのではないかという認識です。非常にわかりづらい、こういう仕組み  
にすること自体がわかりづらいし、「その他の」の言葉があること自体わか  
りづらい、3点目も全然わからない、何を言っているのかわからないという  
ことなんですけど。

**議**            **長** はい。町長。

**町**            **長** しばらく休憩をお願いします。

**議**            **長** はい。ここでしばらく休憩をいたします。

(10:40)

(…休 憩…)

(10:50)

**議**            **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。はい。産業振興課長。

**産業振興課長** はい。申し訳ございません。附則の第3項におきましては、そ  
の改正前の規定によりされた手続きや「その他の」行為というふうに関して  
は、こちらの考えでいきますと、手続きにおきましては、減免還付などの手  
続き、「その他の」行為については、原状回復や損害賠償などにあつたもの  
が、新条例の制定によりされた手続き「その他の」行為とみなすと、「4月  
1日」以降においても、新条例のもとでみなすということと考えておりま  
す。それとあの施行日を「4月1日」にしたことについては、公共施設等の  
運営については4月1日からしたい、コンセッション方式についてはです  
ね、ということと考えております。それとあと今回この2月で臨時会を開か  
せていただきまして、条例の改正を行なった経緯につきましては、その冒頭  
に私が説明しましたそのPFI法第18条に規定されております、「実施方  
針の策定前に条例を行わなければならない」、これもひと月でも早くですねこ  
の条例の制定を行なって、実施方針の策定を行い、特定事業者の選定、公募



までを早く、3月中に行いたいということで、この臨時議会で開かせていただきました。以上です。

**議 長** よろしいですか。田口議員。

**10番田口** 今説明にあったとおり、3項については今先ほど説明どおりです。今言われたとおり実施方針を、繰り返しになりますけどもね、実施方針を決めるとか、あるいは業者を選定する、それを議会の議決を経て運営権者を決める。そういった諸々の行為を、4月1日より前にしないといけないので、その全てがこの第2項で読めというのが、私はちょっと乱暴なやり方ではないのかということをおもっています。あえて4月1日施行してしなければならない理由がわからないというふうな気がします。現在の指定管理者については、経過措置を附則で書けばいい、もう繰り返しになりますけども。まああのとういうふうに思っておって、まあ要はその諸々の色んな行為が、いっぱいあるのに、全部この附則2項で読めっていうのは乱暴じゃないのかというのが、私の意見なんです。まあその見解についてそれでも大丈夫といわれるかどうかですけども。再度お聞きします。

**議 長** 田口議員の見解は今発言された内容ですけれども。それについて行政側としてはその問題がなければそれでいいと思いますけれども。はい、総務課長。

**総務課長** はい。あの今田口議員が言われることは、わかります。今回は令和7年4月1日から運営方式が変わるということをメインに考えた施行としておりますので、詳しくきちんと小さくするなら、いくつかに分けての改正ということも考えられましたが、まずは令和7年4月1日から運営方式が変わるということをメインに考えておりますので、2項でこのような準備行為をですね掲げさせていただいております。以上です。

**議 長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**3番山口** 大崎自然公園の色んなかたちの例えばあのくじゃく荘とかしおさいの湯の売却・譲渡、それからコンセッション方式によるいわゆる人工芝、自然交流広場それからテニスコートを切り離してやるというのはわかるわけですけれども。そしたらこれがぶつつりですね、令和7年3月31日で現在の指定管理者の契約が全て切れる。でそれが、令和7年4月1日から完全に、いわゆる公募したかたちで、新事業者が入ってくると。いわゆるそこ

のところですね、全くたった1日の違いですね、業者が変わってこれが実際運営にできるかっていう問題もからんでいると思うんですね。だからそういったものの、諸々の準備含めて、この2項で全て読ませているというかたちになってきてるんじゃないかと。今、田口議員が言われるようにね。だからそのところは明確なかたちでしとかなないとね、なんかちょっとこうじゃあ移行期間に入って準備できますよって、現在の指定管理者一生懸命やってる、その間に新しい業者が入って、こういう準備をやるっていうことが可能になる可能性があるわけですよ。だからそのところはちょっと明確にしておく必要があるんじゃないかと思えますけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** どなたか答弁されますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。今回の大崎公園施設におきましては、このくじゃく園、海水浴場、キャンプ場、交流広場のテニスコートと人工芝を考えておりました、先に全協のほうでお示ししましたとおり、年度内に新たな事業者の運営権に関する事を議会の議決をお願いいたしまして、3月には新たな実施者との契約を締結したいというふうに考えております。その期間3、4か月期間がありますので、その期間で現在の指定管理者と新たな指定管理者またはコンセッション方式の事業者との引継ぎを行っていきたいと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。田口議員。

**1 0 番 田 口** 先ほどから言っておりますが、このような条例のかたちで非常にわかりづらいですね、条例の法体系そのものからはあまり適切なかたちではないと思いますので、私はあの反対いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

**3 番 山 口** えっとすでにですね、この方針については昨年の9月に新聞報

道とかに発表されているわけでございますので、もうそれをいろんなこの条例の問題で留めるということも難しくございます。できればこの方針にしたがってですね、やはり着実に進めていくためには、まあこの条例きちんとこう守っていただいて進めていただきたいとそういう意味からいけば賛成をいたします。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに、討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号「川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第2号「川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 59)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、お諮りをいたします。

本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定をいたしました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じま

す。

令和6年2月川棚町議会臨時会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 1 : 0 0 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村 井 達 己

会議録署名議員 堀 田 一 徳

会議録署名議員 増 山 真 理